

第8 廃棄物・発生土（1 廃棄物）

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

- ア 再使用・再生利用の状況
廃棄物の再使用・再生利用及びその活用の状況
- イ 廃棄物の中間処理の状況
廃棄物の減量化、安定化等中間処理の状況
- ウ 最終処分の状況
廃棄物の最終処分の状況

【解説】

環境影響評価の対象となる「廃棄物」とは、第1章の別表1に示す廃棄物をいう。なお、循環型社会づくり推進の重要性に鑑み、調査、予測及び評価の実施に当たっては、必要に応じて、循環型社会形成推進基本法第2条第3項に規定する循環資源を含むことができる。

調査すべき情報に挙げた事項は、予測及び評価に必要な、廃棄物を適正に再使用・再生利用又は処理・処分するために必要となる社会的な環境の状況を調査するものである。

ここでいう再使用・再生利用とは、事業で生じた廃棄物を最終処分することなく、再使用（廃棄物を製品としてそのまま若しくは修理して使用すること）又は再生利用（廃棄物を原材料として利用すること）等により循環的に利用すること全般を指す。なお、再生利用には熱回収（焼却の際に得られる熱を利用すること）を含むことができる。また、処理・処分とは、中間処理による処理及び最終処分をいい、中間処理された後に再生利用されるものは処理に含まないものとする。

廃棄物に起因する「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」及び「悪臭」への影響については、本細目で得た情報を基にそれぞれの評価細目で予測及び評価するものとする。

なお、事業着手後に埋設廃棄物の存在が明らかになった場合は、諸法令及び関係行政機関の規定する基準等により適正に処理をするとともに可能な限り再使用・再生利用に努めるものとする。

ア 再使用・再生利用の状況

再使用・再生利用を行う施設において対象とする廃棄物の種類、施設の規模、設備、処理方式・能力、再使用・再生利用されたものの活用の状況等を調査する。

イ 廃棄物の中間処理の状況

中間処理施設において処理する廃棄物の種類、施設の規模、設備、処理方式・能力等を調査する。

ウ 最終処分の状況

最終処分場において処分する廃棄物の種類、施設の規模、設備等を調査する。

廃棄物の再使用・再生利用、中間処理及び最終処分を行う施設等が確定していない場合は、各施設の設置状況や受入量等をまとめて記載すること。

(2) 調査方法

既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。

【解説】

現地調査は必要に応じ行う。

(3) 調査地域及び地点

事業特性に応じ設定する。

【解説】

調査地域は、対象事業の種類、規模等事業特性を勘案して廃棄物が対象事業の実施区域の外部に搬出されてから再使用・再生利用、処理・処分までの過程に則して設定するものとする。

特に、廃棄物が多量又は長期にわたり排出される場合は、再使用・再生利用、処理・処分が確実に行われるよう、調査地域の設定に十分に留意する。

2 予測の手法

(1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

ア 工事の実施

- (ア) 工事の種類と排出する廃棄物の種類、量、再使用・再生利用の方法及び処理・処分の方法
- (イ) 排出抑制の状況

イ 土地又は工作物の存在及び供用

- (ア) 事業の内容と排出する廃棄物の種類、量、再使用・再生利用の方法及び処理・処分の方法
- (イ) 排出抑制の状況

【解説】

廃棄物の排出量と再使用・再生利用の量の予測に必要な項目を整理することとしている。

排出量とは、事業活動に伴い、下記の排出抑制の取組を行ってもなお生じる廃棄物で、再使用・再生利用又は処理・処分されるべきものの量を指す。

排出抑制とは、例えば造成面積の削減による樹木の伐採量の削減などにより、排出量そのものを抑制することをいう。

予測に当たっては、排出抑制の方法について明らかにするとともに、その量を数値化するよう努めるものとする。

(2) 予測方法

廃棄物の排出量及び再使用・再生利用の量について、事業計画及び類似事例を参考に推計する方法により予測する。

【解説】

廃棄物の排出量を予測する方法には、次の方法が挙げられる。

ア 工事の実施

工事中に排出する廃棄物の種類及び量は、工事計画に基づく樹木の伐採範囲、既存の工作物の除去計画等を基に推計する。

イ 土地又は工作物の存在及び供用

- (ア) 事業計画を基に、廃棄物の種類別の原単位から推計する。
- (イ) 類似事例における廃棄物の種類及び量を参考に推計する。この場合、参考とした事例との類似性を明らかにする。

(3) 予測地域及び地点

予測地域は、調査地域に準じた地域とする。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

ア 工事の実施

着手から竣工までの期間とする。

イ 土地又は工作物の存在及び供用

施設の稼働等が定常的な状態及び廃棄物の排出が最大となる時期、期間又は時間帯（設定可能な場合に限る。）とする。

3 評価の手法

廃棄物の排出が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているかについて評価を行い、その上で環境への負荷の低減に配慮しつつできる限り再使用・再生利用により循環的な利用がされているかについて、原則として、再使用・再生利用する割合の数値目標の設定を行って評価を行う。

国、県及び市町村の計画等により数値目標等が定められている場合は、これらと調査及び予測の結果との間に整合が図られているかについて評価を行う。

【解説】

廃棄物の排出が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているかについての評価においては、画一的な方法を用いるのではなく、環境保全対策の複数案を比較検討する方法、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かを検討する方法等を用いて評価を行い、評価の根拠及び検討の経緯を明らかにする。

その上でできる限り再使用・再生利用により循環的な利用がされているかについて、原則として、再使用・再生利用する割合の数値目標を設定して評価を行う。

再使用・再生利用する割合の数値目標の設定方法としては、事業者自らが設定した自主的な目標値や、事業所における環境管理システムの目標値を参考として設定する方法がある。

数値目標の設定が、技術的な理由などにより困難な場合は、再使用・再生利用の取組内容を可能な限り具体的に記載し、環境保全対策の複数案を比較検討する方法や実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かを検討する方法等により評価する。

なお、これらの取組に当たっては、まず排出抑制に取組んだ上で、環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用がなされるよう検討を進めるものとする。

廃棄物が多量又は長期にわたり排出される場合は、将来、処理・処分の可能量や循環的な利用の状況に変化が生じることも想定されるため、評価に当たっては、想定される変化とその際の対応方針について検討を行うよう努める。

国、県及び市町村の計画等としては、以下が挙げられる。

- ・廃棄物の適正処理に係る計画
- ・循環型社会の形成に係る計画

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

廃棄物の排出量、再使用・再生利用された割合について事業実績から調査を行う。

(2) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

【解説】

対象事業の活動が長期にわたり、社会情勢の変化等により予測の際に設定した予測条件に適合し得ないと考えられる場合には、対象事業の活動が安定した時点に行う。

(3) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

【解説】

事後調査の結果が予測評価書に記載された予測結果を上回る場合は、対象事業の工事の実施状況、供用状況、環境保全対策の実施状況等を踏まえ、その原因を調査した上で、再度対象事業が環境に及ぼす影響を評価する必要がある。

事後調査の結果に基づいて、新たな対策を実施した場合は、その内容を事後調査報告書の中で明らかにする。